大阪市告示第1271号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次のように市 道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年9月12日

大阪市長 横 山 英 幸

路線名	<u>X</u>	間	供用	開始の期	日
西淀川区第748号線	西淀川区出来島1丁 同 区同	「目66番の20地から 66番の20地まで	告 5	示 の	Ħ

(建設局総務部管財課)